平成２２年（フ）第１７６１号
大阪府高槻市川添２丁目28番１―202号
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６３号
大阪市此花区高見１丁目６番25―508号
債務者　髙橋　英一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７２号
大阪府門真市御堂町22番10号
債務者　竹倉　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８９号
大阪市旭区新森６丁目３番25―511号、住民票上の住所大阪府守口市東光町３丁目20番１号
債務者　片山　　朋
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６２号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田1497番地２、住民票上の住所福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　田邊　俊英
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１１号
福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　田邊　幾代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県宮若市磯光1367番地１
債務者　東　由美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地
債務者　大野　眞一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県大牟田市天領町１丁目297番地　県営住宅天領団地601号
債務者　桑原　聖也
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２５号
沖縄県那覇市安里１丁目１番43―502号　サントピア牧志駅前
債務者　奥平　真澄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０号
福島県郡山市逢瀬町河内字小萱57番地
債務者　伊東　正寿
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
石川県加賀市山代温泉北部１丁目55番地
債務者　堀　　智美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４５号
山口県美祢市伊佐町伊佐5366番地
債務者　木村　義雄
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４６号
山口県美祢市伊佐町伊佐5366番地
債務者　木村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３８号
北九州市小倉南区横代北町３丁目３番４号
債務者　出羽谷光一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９号
北九州市小倉南区上曽根新町13番18―403号
債務者　柚木　周三
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５０号
北九州市戸畑区西大谷２丁目12番36号
債務者　俣野　豊治
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田南２丁目６番８号　レオパレスＳＨＩＢＡＴＡⅡ102
債務者　青木　清志
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部